

社会福祉法人 仙台愛隣会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 仙台愛隣会（以下「仙台愛隣会」という）の役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「役員」とは、仙台愛隣会の定款により定められた理事長及び理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第3者委員をいう。

(2) 「報酬及び費用弁償」とは、仙台愛隣会における役員会及び理事会並びに監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、第3者委員会における出張旅費又は仙台愛隣会の業務遂行のため出張した場合の旅費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務実態に即して別表1の通り支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 報酬等は現金で支給する。

3 穀町保育園の職員を兼ねる役員には支給しない。

附則

この規定は、平成9年4月1日から施行する。

平成15年4月1日一部改正

平成23年3月 一部改正

附則

この規定は、平成29年3月24日全部改正、平成29年4月1日から適用する。

別表1

	費用弁償	報酬
理事会への出席	3000円	なし
評議員会への出席	3000円	なし
評議員選任・解任委員会の出席	3000円	なし
第3者委員会の出席	3000円	なし
監事会・会計監査	3000円	1回につき 5000円
法人業務を行う場合	3000円	1時間につき 1000円